

有終東小学校児童の通学区域の考え方とその具体的な方策について（答申）案

令和6年6月24日付け、教第397号にて諮問のありました標記について、当審議会で慎重に審議を重ね、次のとおり「有終東小学校児童の通学区域について」を取りまとめたので答申いたします。

令和6年12月 日

大野市教育委員会 殿

大野市通学区域審議会
会長 中森 一郎

有終東小学校児童の通学区域について

1 はじめに

現在、有終東小学校を卒業する児童は、開成中学校と陽明中学校に分かれて進学している。（資料１）

昨年度開催した大野市通学区域審議会（以下「審議会」）は、大野市が１８年をつなぐ教育を進める上で、同じ小学校から同じ中学校へ進学できるよう通学区域の設定を行うことが望ましいとして、その実現のための具体的な方策を答申した。（資料２）

大野市教育委員会は、有終東小学校についても、児童の通学区域のあり方について検討するために、大野市通学区域審議会条例に基づき、審議会に諮問し、諮問を受けた審議会が審議することになった。（資料３、４、５）

審議期間中には、未就学児保護者や有終東小学校児童と保護者等を対象とするアンケートや座談会を教育委員会事務局が主催して実施した。（資料６、７）

審議会は５回開催し、総合的かつ持続可能な教育環境の整備を踏まえ、有終東小学校児童の通学区域の考え方と、その実現のための具体的な方策について議論を行ってきた。（資料８）

2 答申にあたって

これからの学校教育のあり方を考えるとき、子どもたちの教育は、学校・家庭・地域がそれぞれの役割と責任を果たすとともに、相互に連携・協働して地域全体で子どもたちの成長を支えていく環境を整えていくことが必要である。

大野市が推進する乳児から高校卒業までの１８年をつなぐ教育においては、義務教育９年間の連続性を確保することが重要である。中央教育審議会は『令和の日本型教育』の構築を目指して（令和３年１月２６日）」において、これからの義務教育のあり方について、「新学習指導要領の着実な実施により義務教育の目的・目標を達成する観点から、小学校６年間、中学校３年間と分断するのではなく、９年間を通した教育課程、指導体制、教師の養成等の在り方について一体的に検討を進める必要がある」と述べている。

また、平成２１年３月１６日付けの文部科学省、小・中学校の設置・運営の在り方等に関する作業部会（第１１回）配付資料では、小・中学校の適正配置の検討に当たり積極的に進めるべきことや留意すべきこととして、「適正規模については、小・中学校それぞれの規模を確保するための横の統合だけでなく、義務教育９年間全体で一定の規模を確保する縦の統合という考え方もあり得ること」や、「統合や通学区域を再編する際、小学校と中学校の連携という点からは、同じ小学校の卒業生が同じ中学校へ進学できるよう、通学区域の設定を行うことも望ましい」という意見が記されている。

毎年、有終東小学校から開成中学校に進学する児童数は少なく、中学校進学に際し寂しい思いをしているとの声は多く聞かれ、アンケートからは多くの保護者や児童が、同じ中

学校への進学を望んでいることがわかる。(資料6)

審議会は、同じ小学校から同じ中学校へ進学できるようにするための方策として、小学校通学区域変更と中学校通学区域変更の両方について議論を行った。

通学路の安全確保についても議論を行った。有終東小学校への通学にあたり、事故の危険性が高い五叉路になっている変則的な2箇所の交差点と、J R越美北線の踏切を通過しなければならない地域からの登下校時の危険を回避することは不可欠である。

審議会は、大野市が進める18年をつなぐ教育の考え方と国での議論、地域の地理的な状況などを踏まえ、「これまで有終東小学校から開成中学校に進学してきた地域の小学校の通学区域を、隣接する有終南小学校区とすることにより、義務教育9年間の連続性と登下校の安全安心を確保することができる」とともに、「開成中学校と陽明中学校の学校規模がほぼ同程度に推移する見通しであることから、中学校通学区域は現行のままとすることで、両校の生徒にとってより良い教育環境を平等に保障することができる」という結論に至った。(資料9)

審議の過程において、様々な事情への配慮を求める声にどのように応えるかについて意見があった。有終西小学校の際と同様に、通学区域変更時期の前倒しを希望する場合やきょうだいで通学区域が分かれる場合に同一校に通学することは認めるべきである。また、開成中学校区に居住していて、有終東小学校に在籍している児童が陽明中学校への進学を希望した場合も認めるべきである。さらに、その他の様々な個別の事情についても、一人ひとり例外なくそれぞれの家庭に寄り添った丁寧な対応が求められる。

通学区域の変更は、小中学校の再編が一区切りする、令和8年度からの適用が望ましい。一方、これら当該児童生徒への配慮として、「大野市立学校の就学学校の変更に関する要綱」の弾力的な運用が求められる。(資料10、11、12)

通学区域が変更になることによって影響を受ける可能性がある、育成会活動やPTA活動、集団登校、児童センター利用などについて、関係者との協議を進め、変更時期までの早い段階で保護者の不安解消に努めるとともに、通学区域が変更になる地域の保護者はもとより、すべての保護者、関係者への丁寧な説明が求められる。

3 答申

現在、有終東小学校から開成中学校に進学している地域については、小学校通学区域を変更し、有終南小学校に入学することが妥当である。中学校通学区域については、現行のままとする。

通学区域の変更は令和8年4月1日からとし、現に有終東小学校に通学している児童は、引き続き有終東小学校に通学するものとする。

(付帯事項)

- (1) 令和7年度に小学校に入学する児童のうち、希望があれば有終南小学校に入学することを認めること。
- (2) 現に、きょうだいがある児童が有終東小学校に在籍している場合は、有終東小学校に入学することを認めること。
- (3) 有終東小学校に在籍している児童が、陽明中学校に進学することを希望する場合は、認めること。
- (4) その他の個別の案件については、丁寧に対応すること。

▼小学校通学区域（行政区等）

【変更前】

○有終南小学校

日吉町4区、日吉町5区、日吉町6区、天神町、糸魚町、高砂町1区、高砂町2区、高砂町3区、高砂町4区、高砂町5区、春日一丁目上区、春日一丁目中区、春日一丁目下区、春日二丁目東区、春日二丁目西区、春日三丁目上区、若杉町、春日三丁目中区、国時町、春日三丁目下区（国道157号より西側）、篠座町、上篠座1区、上篠座2区、春日野、東中（こぶし通りより南側）、西里、飯降、新庄、偕生慈童苑

○有終東小学校

有明町、吉野町、美里町、美川町1区、美川町2区、月美町、清和町、**弥生町1区、弥生町2区、幸町区、春日三丁目下区（有終南小学校の通学区域を除く。）、東中（有終南小学校の通学区域を除く。）、**堂本、友江（下庄小学校の通学区域を除く。）、中挾一丁目、中挾二丁目、中挾三丁目、中保、菖蒲池

【変更後】

○有終南小学校

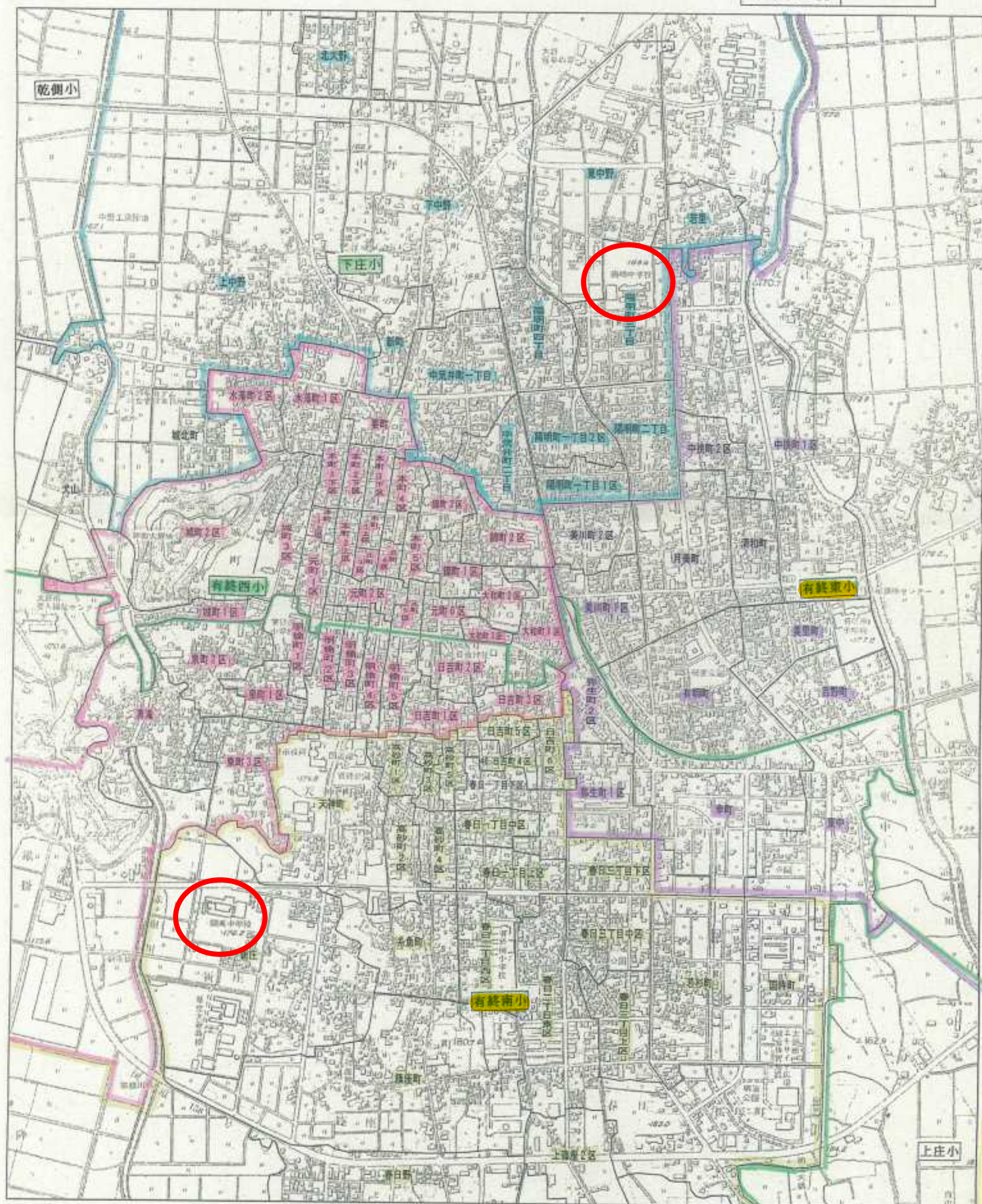
日吉町4区、日吉町5区、日吉町6区、天神町、糸魚町、高砂町1区、高砂町2区、高砂町3区、高砂町4区、高砂町5区、春日一丁目上区、春日一丁目中区、春日一丁目下区、春日二丁目東区、春日二丁目西区、春日三丁目上区、若杉町、春日三丁目中区、国時町、春日三丁目下区、篠座町、上篠座1区、上篠座2区、春日野、**弥生町1区、弥生町2区、幸町区、東中、西里、飯降、新庄、偕生慈童苑**

○有終東小学校

有明町、吉野町、美里町、美川町1区、美川町2区、月美町、清和町、堂本、友江（下庄小学校の通学区域を除く。）、中挾一丁目、中挾二丁目、中挾三丁目、中保、菖蒲池

大野市小学校区図（市街地）

有終西小学校	
有終南小学校	
有終東小学校	
下庄小学校	
中学校区境	



有終西小学校を卒業する児童が進学する中学校の通学区域の考え方と
その具体的な方策について（答申）

令和 5 年 7 月 1 9 日付け教第 7 2 9 号で諮問のありました標記について、当審議会では慎重に審議を重ね、次のとおり「有終西小学校を卒業する児童が進学する中学校の通学区域について」を取りまとめましたので答申いたします。

令和 5 年 9 月 2 3 日

大野市教育委員会 殿

大野市通学区域審議会
会長 中森 一郎

有終西小学校を卒業する児童が進学する中学校の通学区域について

1 はじめに

現在、有終西小学校を卒業する児童は、市内を東西に走る六間大通りを境に、開成中学校と陽明中学校に分かれて進学している。(資料1)

この現状について、有終西小学校PTAが昨年9月に全会員を対象にアンケート調査を行った。そのアンケート結果について、116世帯中110世帯が教育委員会に届けることに賛成したため、本年2月に、その結果が教育委員会に提出され、卒業生のより良い教育の実現のため検討するように求められた。(資料2)

これを受けて、教育委員会では有終西小学校を卒業する児童が進学する中学校の通学区域のあり方について検討することになり、大野市通学区域審議会条例に基づき、教育委員会より諮問を受けた大野市通学区域審議会が審議することになった。(資料3、4、5)

第1回審議会においては、有終西小学校PTA会長と有終西小学校長が意見を開陳する機会も設けた。

また、通学区域審議会開催に先立ち、有終西小学校保護者による意見交換会を、教育委員会事務局が主催して開催した。(資料6)

当審議会は3回開催し、総合的かつ持続可能な大野市の教育環境を整える視点で、有終西小学校を卒業する児童が進学する中学校の通学区域の考え方と、その実現のための具体的な方策について議論を行ってきた。(資料7)

2 答申にあたって

今回、有終西小学校を卒業する児童が進学する中学校の通学区域について審議するにあたり、有終西小学校PTAが昨年9月に全会員を対象に実施したアンケート調査結果を精査し、多くの貴重なご意見を参考にさせていただいた。

これからの学校教育のあり方を考えるとき、子どもたちの教育は、学校・家庭・地域がそれぞれの役割と責任を果たすとともに、相互に連携・協働して地域全体で子どもたちの成長を支えていく環境を整えていくことが必要である。

それらを踏まえると、有終西小学校PTAのアンケート調査結果をもとに有終西小学校卒業生の通学区域について審議することは、現在大野市が進めている18年をつなぐ教育において、学校・家庭・地域が連携・協働して子どもたちの教育環境を整えていくことの大切さをあらためて認識させるものであった。

大野市が推進する乳児から高校卒業までの18年をつなぐ教育においては、義務教育9年間の連続性を確保することが重要である。中央教育審議会は、『令和の日本型教育』の構築を目指して(令和3年1月26日)」において、これからの義務教育のあり方について、「新学習指導要領の着実な実施により義務教育の目的・目標を達成する観点から、小学校6年間、中学校3年間と分断するのではなく、9年間を通した教育課程、指導体制、教師

の養成等の在り方について一体的に検討を進める必要がある」と述べている。

また、平成21年3月16日付けの文部科学省、小・中学校の設置・運営の在り方等に関する作業部会（第11回）配付資料では、小・中学校の適正配置の検討に当たり積極的に進めるべきことや留意すべきこととして、「適正規模については、小・中学校それぞれの規模を確保するための横の統合だけではなく、義務教育の9年間全体で一定の規模を確保する縦の統合という考え方もあり得ること」や、「統合や通学区域を再編する際、小学校と中学校の連携という点からは、同じ小学校の卒業生が同じ中学校へ進学できるよう、通学区域の設定を行うことも望ましい」という意見が記されている。

審議会では、有終西小学校PTAの思いに加え、こうした国での議論も踏まえて審議を重ね、令和6年度より有終西小学校の卒業生が同じ中学校に通学することにより、義務教育9年間の連続性を確保するとともに、今後、開成中学校と陽明中学校の学校規模がほぼ同程度となることで、両校の子どもたちにとってより良い教育環境を整えることができるという結論に至った。（資料8）

もちろん、これまでの通学区域においても両中学校は一人ひとりの子どもに丁寧な寄り添い、充実した教育を行っていることについては言うまでもない。有終西小学校PTAのアンケート結果からもそのことは明らかであり、従来通りの通学区域の維持を求める声も少なからずあったのは確かであるが、先に述べたように、大野市が18年をつなぐ教育を進めていくにあたっては、同じ小学校の卒業生が同じ中学校へ進学できるよう通学区域の設定を行うことが望ましいと考える。

審議の過程において、通学区域がきょうだいで分かれる場合や、通学距離が遠くなる場合等への配慮について意見があった。

通学区域の変更は、中学校の新体制がスタートする令和6年度からの適用が望ましい。一方、当該家庭への配慮として、一定期間「大野市立学校の就学学校の指定の変更に関する要綱」の弾力的な運用が求められる。（資料9、10、11）

3 答申

有終西小学校の卒業生は、開成中学校に進学することが妥当である。

通学区域の変更は令和6年4月1日からとし、令和5年度に陽明中学校に在籍している生徒は、卒業まで引き続き陽明中学校に通学するものとする。

（付帯事項）

- （1）現にきょうだいが陽明中学校に在籍している家庭において、陽明中学校に入学することを希望した場合は、十分に配慮すること。
- （2）その他、通学区域変更前後の様々な個別事案について、丁寧に対応すること。

▼小学校通学区域（行政区等）

○有終西小学校

泉町1区、泉町2区、泉町3区、清瀧、城町1区、城町2区、城町3区、水落町1区、水落町2区、要町、本町1上区、本町1下区、本町2上区、本町2下区、本町3上区、本町3下区、本町4区、本町5区、元町1区、元町2区、元町3区、元町4区、元町5区、元町6区、明倫町1区、明倫町2区、明倫町3区、明倫町4区、明倫町5区、錦町1区、錦町2区、錦町3区、大和町1区、大和町2区、大和町3区、日吉町1区、日吉町2区、日吉町3区、鉏掛

▼中学校通学区域（行政区等）

【変更前】

○開成中学校

泉町1区、泉町2区、泉町3区、清瀧、城町1区（赤根川より西側）、明倫町1区、明倫町2区（六間通りより南側）、明倫町3区（六間通りより南側）、明倫町4区（六間通りより南側）、明倫町5区、日吉町1区、日吉町2区、日吉町3区、日吉町4区、日吉町5区、日吉町6区、弥生町1区、弥生町2区、幸町区、天神町、糸魚町、高砂町1区、高砂町2区、高砂町3区、高砂町4区、高砂町5区、春日一丁目上区、春日一丁目中区、春日一丁目下区、春日二丁目東区、春日二丁目西区、春日三丁目上区、春日三丁目中区、春日三丁目下区、若杉町、国時町、篠座町、上篠座1区、上篠座2区、春日野、西里、下舌、上舌、阿難祖地頭方、阿難祖領家、上黒谷、下黒谷、上荒井、深井、飯降、鉏掛、新庄、右近次郎、下舌下1区、千歳、南春日野、東中、偕生慈童苑

○陽明中学校

城町1区（開成中学校の通学区域を除く。）、城町2区、城町3区、水落町1区、水落町2区、要町、本町1上区、本町1下区、本町2上区、本町2下区、本町3上区、本町3下区、本町4区、本町5区、元町1区、元町2区、元町3区、元町4区、元町5区、元町6区、明倫町2区（開成中学校の通学区域を除く。）、明倫町3区（開成中学校の通学区域を除く。）、明倫町4区（開成中学校の通学区域を除く。）、錦町1区、錦町2区、錦町3区、大和町1区、大和町2区、大和町3区、有明町、吉野町、美里町、美川町1区、美川町2区、月美町、清和町、上中野、下中野、西市、庄林、太田、大矢戸、小矢戸、西大月、東大月、中津川、南新在家、横枕、堂本、友江、中挾一丁目、中挾二丁目、中挾三丁目、中保、菖蒲池、新町、中荒井町一丁目、中荒井町二丁目、矢、若里、城北町、北大野、東中野、陽明町一丁目1区、陽明町一丁目2区、陽明町二丁目、陽明町三丁目、陽明町四丁目、大門、尾永見、坂戸、花山、下丁、中丁、上丁、犬山

【変更後】

○開成中学校

泉町1区、泉町2区、泉町3区、清瀧、城町1区、城町2区、城町3区、水落町1区、水落町2区、要町、本町1上区、本町1下区、本町2上区、本町2下区、本町3上区、本町3下区、本町4区、本町5区、元町1区、元町2区、元町3区、元町4区、元町5区、元町6区、明倫町1区、明倫町2区、明倫町3区、明倫町4区、明倫町5区、錦町1区、錦町2区、錦町3区、大和町1区、大和町2区、大和町3区、日吉町1区、日吉町2区、日吉町3区、日吉町4区、日吉町5区、日吉町6区、弥生町1区、弥生町2区、幸町区、天神町、糸魚町、高砂町1区、高砂町2区、高砂町3区、高砂町4区、高砂町5区、春日一丁目上区、春日一丁目中区、春日一丁目下区、春日二丁目東区、春日二丁目西区、春日三丁目上区、春日三丁目中区、春日三丁目下区、若杉町、国時町、篠座町、上篠座1区、上篠座2区、春日野、西里、新庄、下舌、上舌、阿難祖地頭方、阿難祖領家、上黒谷、下黒谷、上荒井、深井、飯降、鋤掛、右近次郎、下舌下1区、千歳、南春日野、東中、偕生慈童苑

○陽明中学校

有明町、吉野町、美里町、美川町1区、美川町2区、月美町、清和町、上中野、下中野、西市、庄林、太田、大矢戸、小矢戸、西大月、東大月、中津川、南新在家、横枕、堂本、友江、中挟一丁目、中挟二丁目、中挟三丁目、中保、菖蒲池、新町、中荒井町一丁目、中荒井町二丁目、矢、若里、城北町、北大野、東中野、陽明町一丁目1区、陽明町一丁目2区、陽明町二丁目、陽明町三丁目、陽明町四丁目、大門、尾永見、坂戸、花山、下丁、中丁、上丁、犬山

中学校再編（令和6年4月1日）による通学区域の変更は反映されていません。

教 第 397 号
令和6年6月24日

大野市通学区域審議会会長 様

大野市教育委員会

諮 問 書

大野市通学区域審議会条例第2条の規定により、次に掲げる事項について検討の上、答申をいただきたく、理由を添えて諮問いたします。

諮問事項

- (1) 有終東小学校児童の通学区域の考え方について
- (2) 前号に掲げる具体的な方策について

(諮問理由)

大野市における18年をつなぐ教育を推進し、大野市の宝である子どもたちを社会全体で育むためには、保幼小中高の連携が不可欠であると考え、現在も、参観交流や共同研修会を通して、互いの願いや課題を共有し、学びをつないでいるところです。

昨年、有終西小学校を卒業する児童が進学する中学校の通学区域の考え方について、大野市通学区域審議会に諮問したところ、その答申において、「大野市が18年をつなぐ教育を進めていくにあたっては、同じ小学校の卒業生が同じ中学校へ進学できるよう通学区域の設定を行うことが望ましいと考える。」との指摘がありました。

現在、有終東小学校では、卒業生が開成中学校と陽明中学校に分かれて進学している現状があります。

そこで、大野市通学区域審議会において、下記の観点で、有終東小学校児童の通学区域の考え方について検討いただき、その実現のための具体的な方策について答申いただきますよう、諮問いたします。

- ①有終東小学校児童の通学区域に限定して検討する。
- ②総合的かつ持続可能な教育環境の整備を踏まえ検討する。

○大野市通学区域審議会条例

昭和 4 5 年 9 月 3 0 日

条例第 2 8 号

改正 昭和 5 1 年 1 0 月 2 0 日 条例第 2 4 号

(設置)

第 1 条 大野市小学校及び大野市中学校（以下「小学校及び中学校」という。）の通学区域の適正を期するため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 3 8 条の 4 第 3 項の規定に基づき、大野市通学区域審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 審議会は、教育委員会の諮問に応じ、小学校及び中学校の通学区域の設定、改廃に関する事項を調査審議して教育委員会に答申する。

(委員)

第 3 条 審議会の委員（以下「委員」という。）の定数は、2 5 名以内とする。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

(1) 市議会議員の代表

(2) PTAの代表

(3) 校長の代表

(4) 区長の代表

(5) 学識経験者

3 委員の任期は、1 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員が委嘱されたときの要件を欠くにいたったときは、その職を失う。

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会は会長が招集し、会長は会議の議長となる。

- 2 審議会は、委員の定数の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は議事録を作成し、2名以上の出席委員が署名しなければならない。

(資料の提出要求等)

第6条 審議会は、その所掌事務を行うため必要があると認めるときは、委員以外の者に資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、教育委員会の事務局において処理する。

(委任)

第8条 この条例の定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和51年条例第24号)

この条例は、公布の日から施行する。

大野市通学区域審議会委員名簿

(任期：令和 6 年 6 月 24 日～令和 7 年 3 月 31 日)

区分	氏名	所属・役職等
市議会議員の 代表	岸本 一敏	大野市議会議員
P T A の代表	植村 秀行	有終東小学校 P T A
P T A の代表	渡辺 輝英	有終南小学校 P T A
P T A の代表	北山 紘平	開成中学校 P T A
P T A の代表	清水 啓宏	陽明中学校 P T A
校長の代表	竹内 由美	有終東小学校校長
校長の代表	明石 和典	有終南小学校校長
校長の代表	広瀬 泰司	開成中学校校長
校長の代表	大石 貴昭	陽明中学校校長
区長の代表	○朝日 弘幸	第 3 地区区長
区長の代表	木下 一彦	東中区区長
学識経験者	◎中森 一郎	福井大学教授

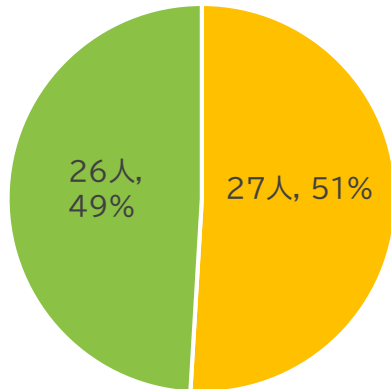
◎会長 ○副会長

アンケート結果（未就学児保護者）



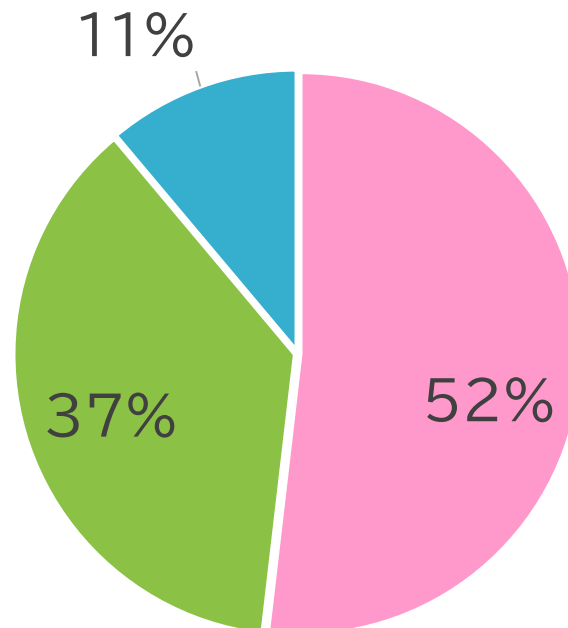
資料 6 - 1

アンケート回答数



■ 回答 ■ 未回答

住んでいる地域から、有終東小ではなく
有終南小に入学することについて

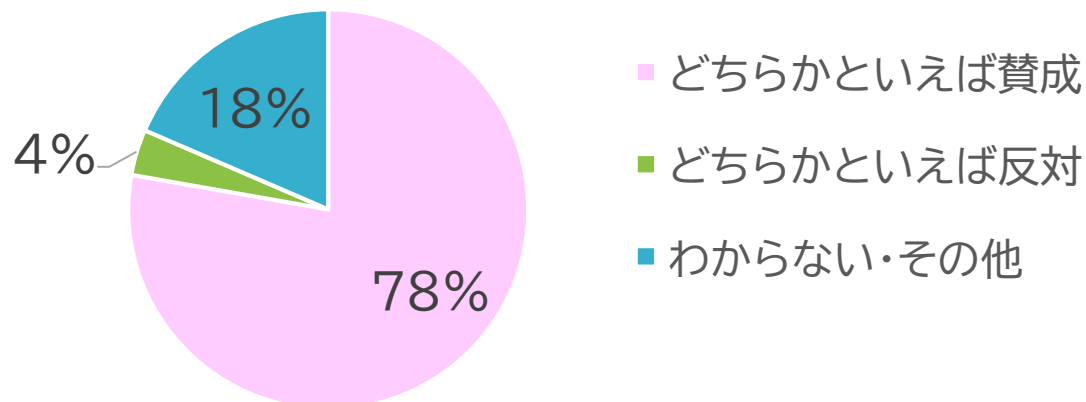


- どちらかといえば賛成
- どちらかといえば反対
- わからない

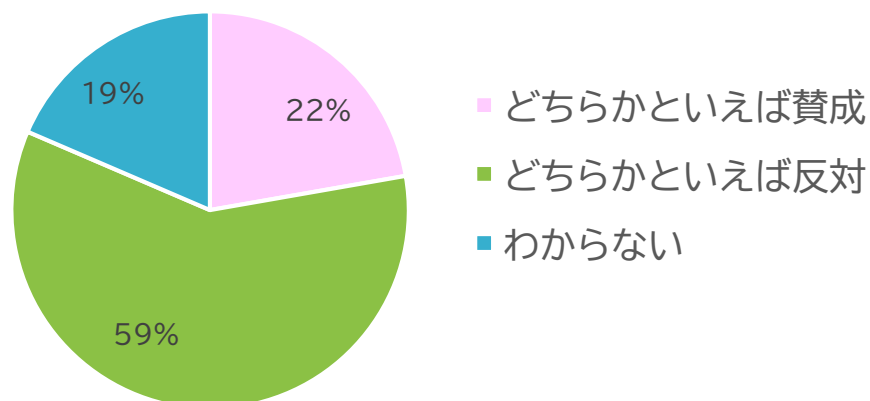
アンケート結果（未就学児保護者）



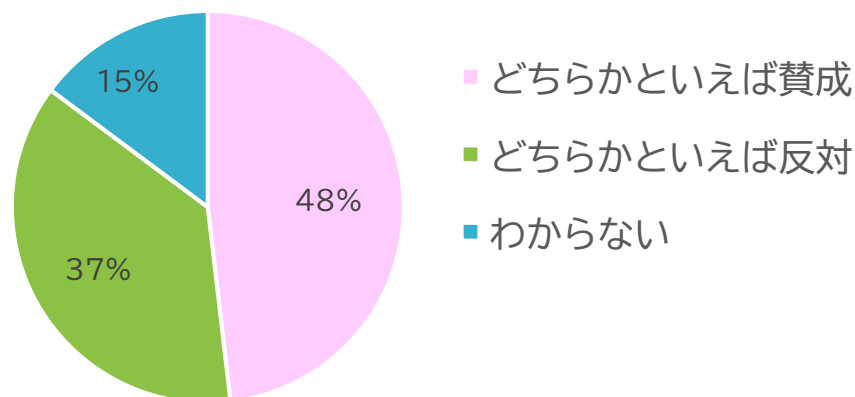
同じ小学校からは同じ中学校に
進学することについて



全員が開成中に
入学することについて



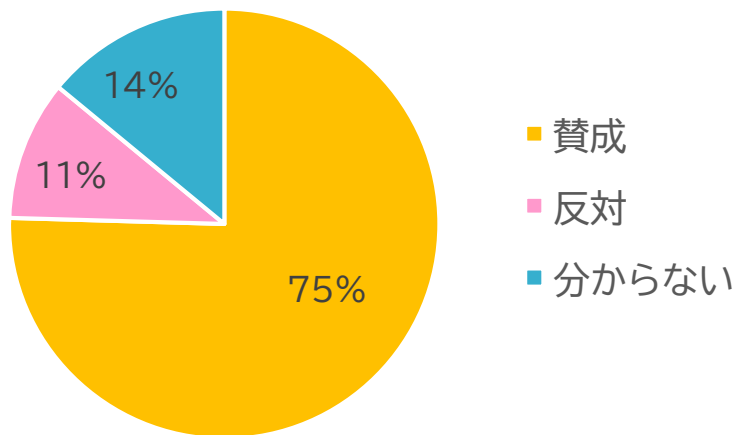
全員が陽明中に
入学することについて



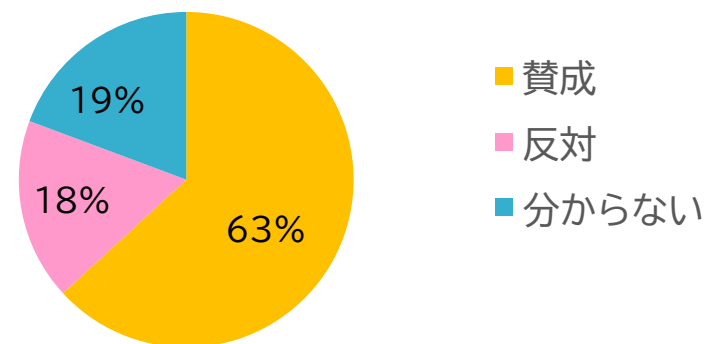
アンケート結果（有終東小保護者）



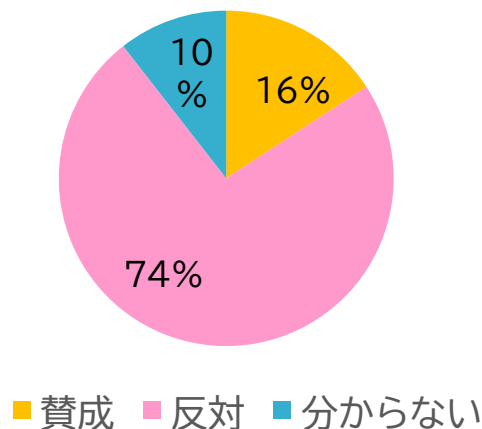
同じ小学校から同じ中学校へ
進学することについて



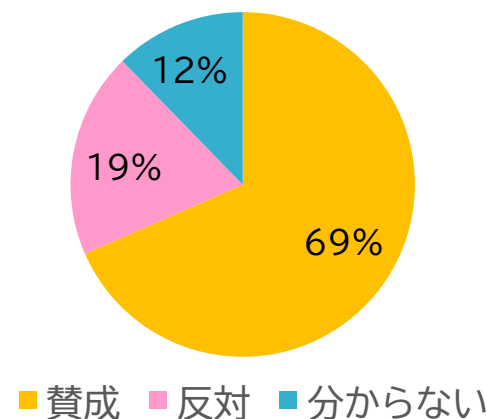
開成中に進学している地域で
これからの入学者が
有終南小へ入学することについて



有終東小から全員が
開成中に進学することについて



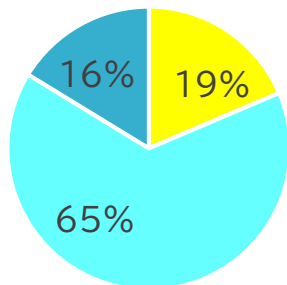
有終東小から全員が
陽明中に進学することについて



アンケート結果（有終東小児童）

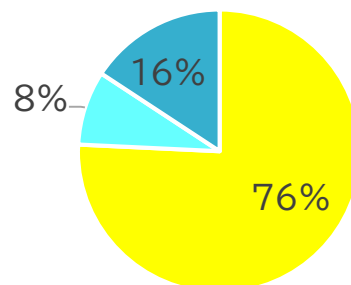


卒業後、中学校を別れて
進学することについて



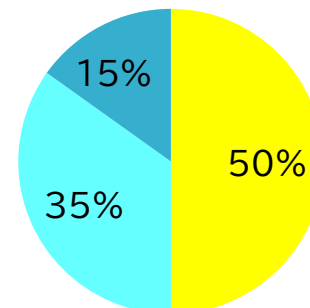
■ 賛成 ■ 反対 ■ わからない

卒業後、同じ中学校に
進学することについて



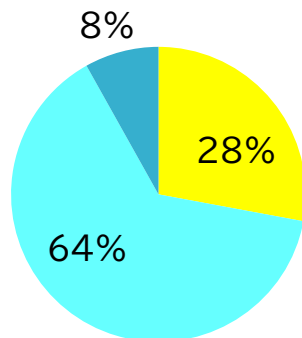
■ 賛成 ■ 反対 ■ わからない

開成中に進学している地域で
これからの入学者が
有終南小へ入学することについて



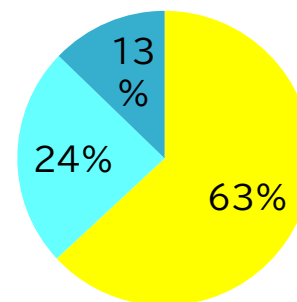
■ 賛成 ■ 反対 ■ わからない

有終東小から全員が
開成中に進学することについて



■ 賛成 ■ 反対 ■ わからない

有終東小から全員が
陽明中に進学することについて

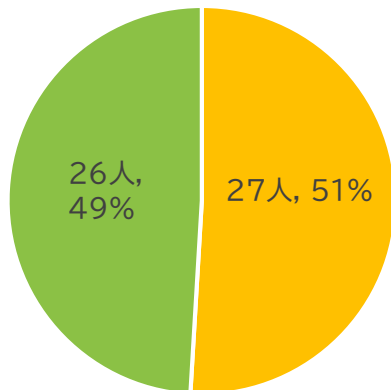


■ 賛成 ■ 反対 ■ わからない

アンケート結果（未就学児保護者）

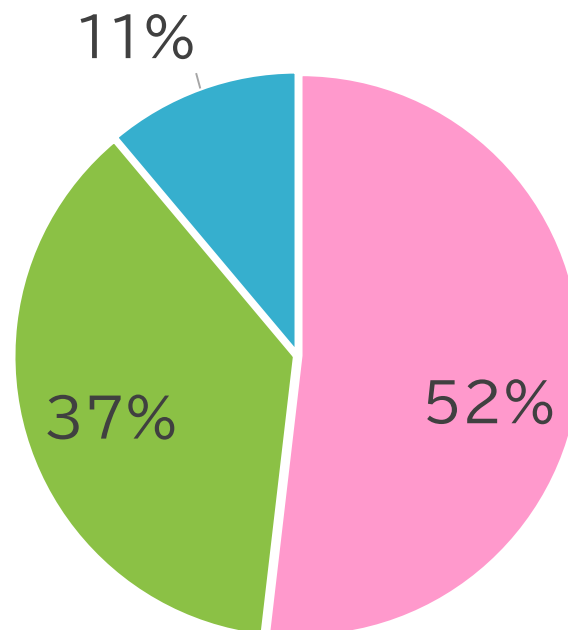


アンケート回答数



■ 回答 ■ 未回答

住んでいる地域から、有終東小ではなく
有終南小に入学することについて

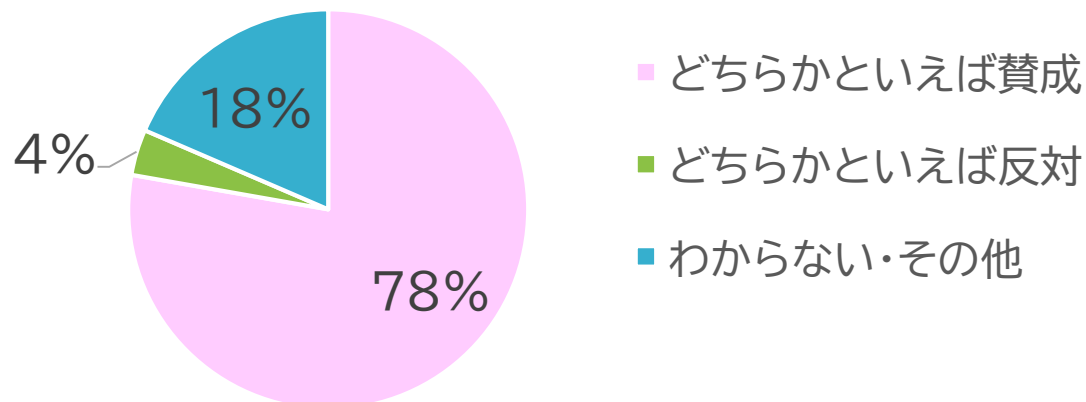


- どちらかといえば賛成
- どちらかといえば反対
- わからない

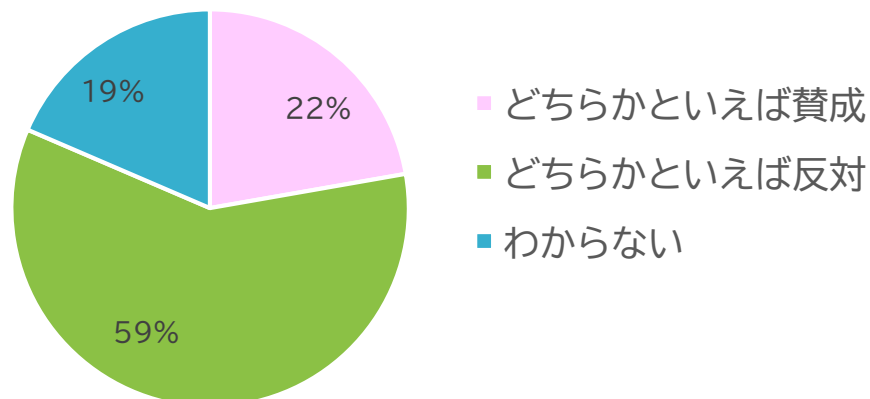
アンケート結果（未就学児保護者）



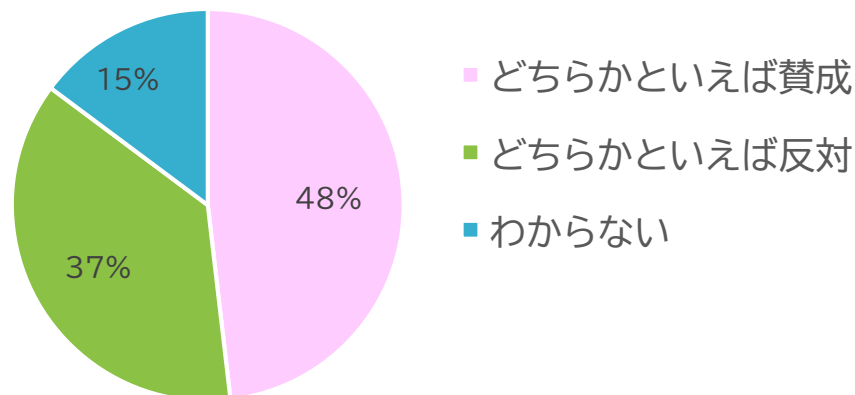
同じ小学校からは同じ中学校に
進学することについて



全員が開成中に
入学することについて



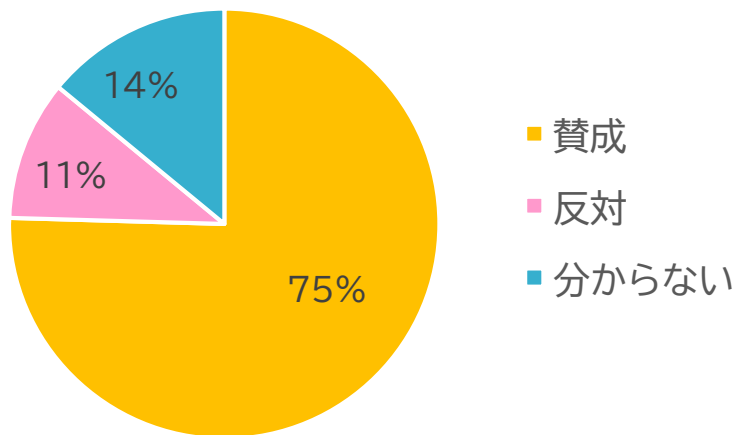
全員が陽明中に
入学することについて



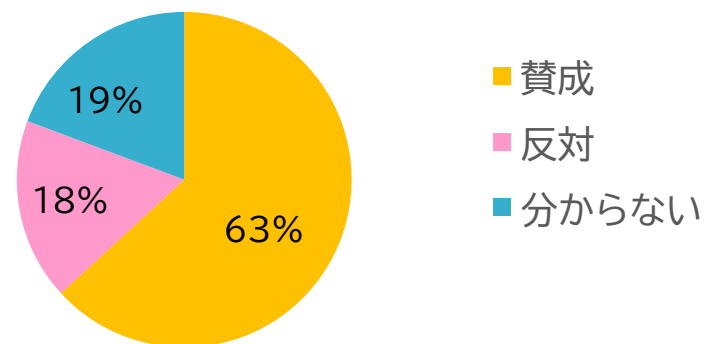
アンケート結果（有終東小保護者）



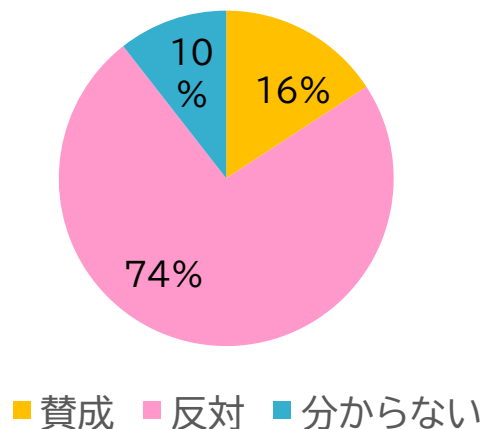
同じ小学校から同じ中学校へ
進学することについて



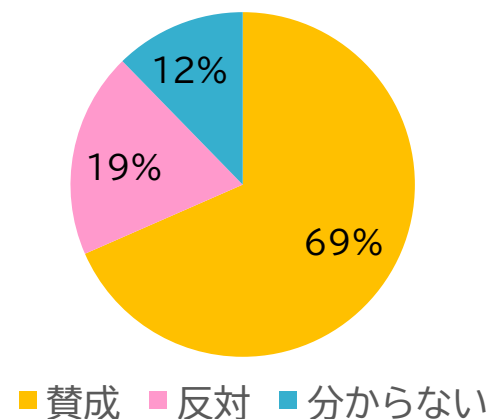
開成中に進学している地域で
これからの入学者が
有終南小へ入学することについて



有終東小から全員が
開成中に進学することについて



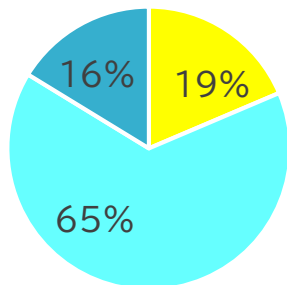
有終東小から全員が
陽明中に進学することについて



アンケート結果（有終東小児童）

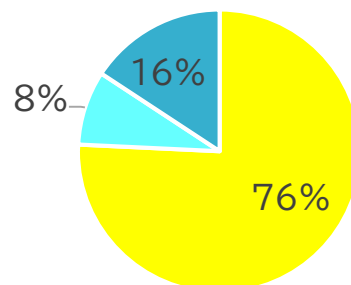


卒業後、中学校を別れて
進学することについて



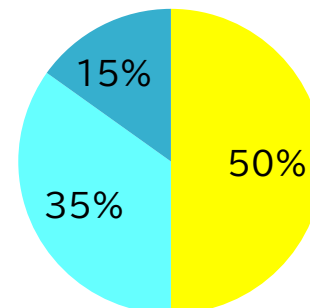
■ 賛成 ■ 反対 ■ わからない

卒業後、同じ中学校に
進学することについて



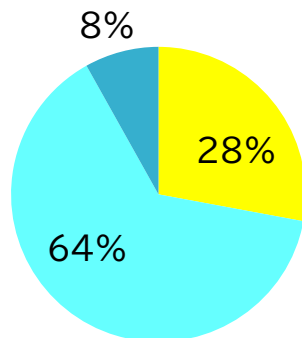
■ 賛成 ■ 反対 ■ わからない

開成中に進学している地域で
これからの入学者が
有終南小へ入学することについて



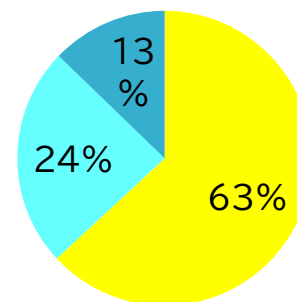
■ 賛成 ■ 反対 ■ わからない

有終東小から全員が
開成中に進学することについて



■ 賛成 ■ 反対 ■ わからない

有終東小から全員が
陽明中に進学することについて

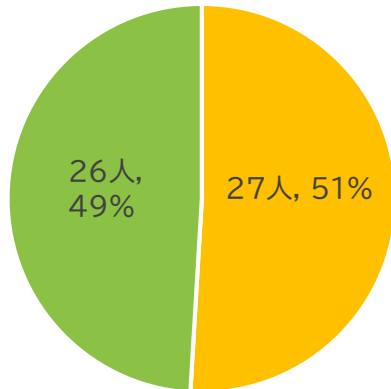


■ 賛成 ■ 反対 ■ わからない

アンケート結果（未就学児保護者）

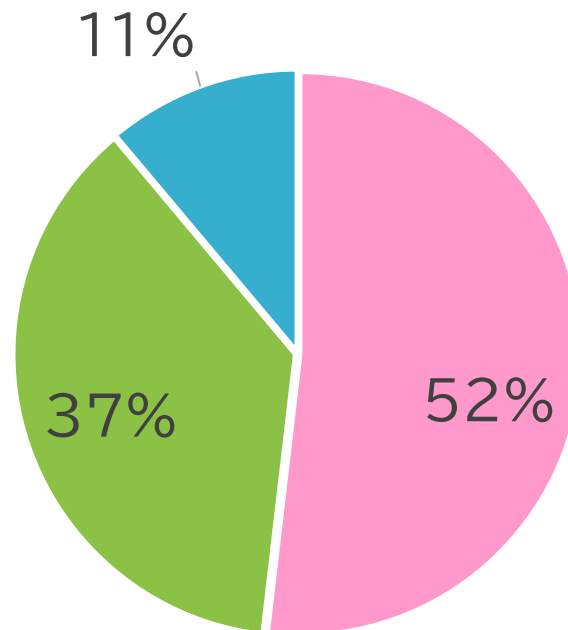


アンケート回答数



■ 回答 ■ 未回答

住んでいる地域から、有終東小ではなく
有終南小に入学することについて

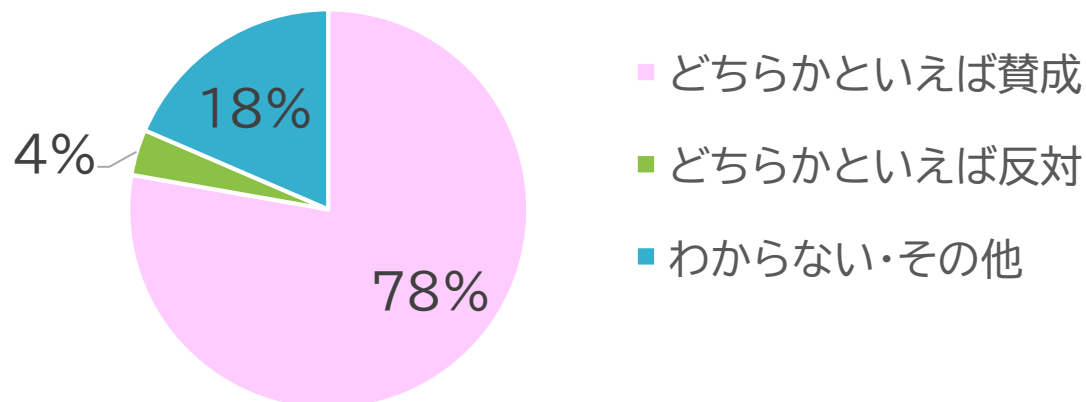


- どちらかといえば賛成
- どちらかといえば反対
- わからない

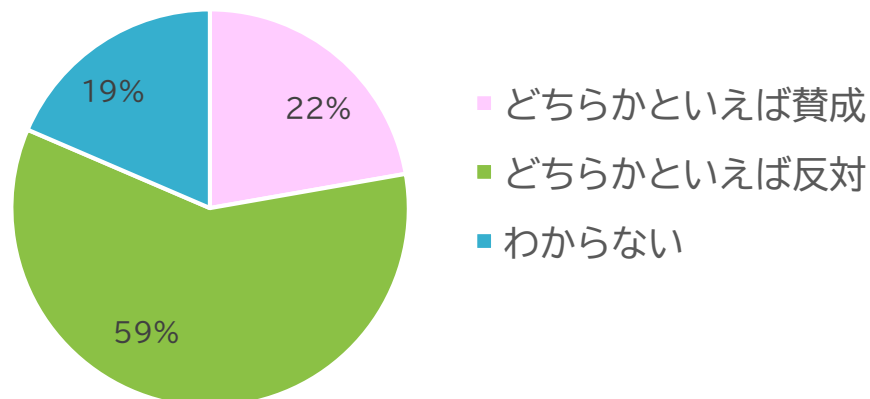
アンケート結果（未就学児保護者）



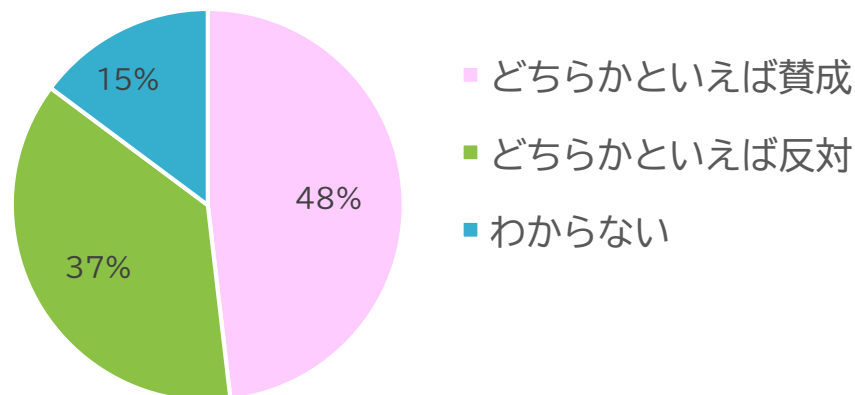
同じ小学校からは同じ中学校に
進学することについて



全員が開成中に
入学することについて



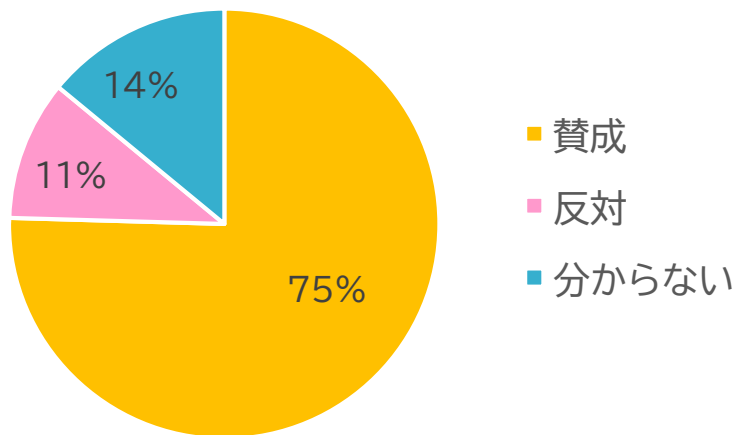
全員が陽明中に
入学することについて



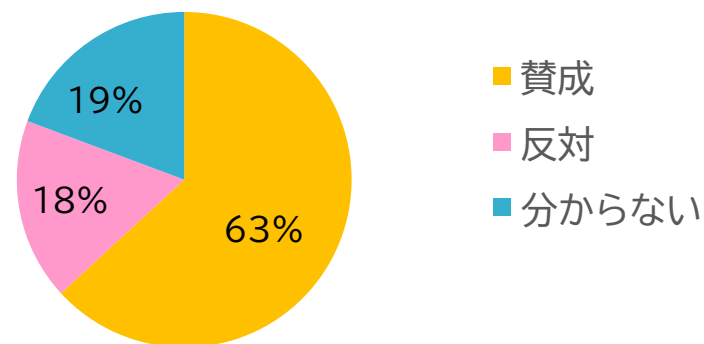
アンケート結果（有終東小保護者）



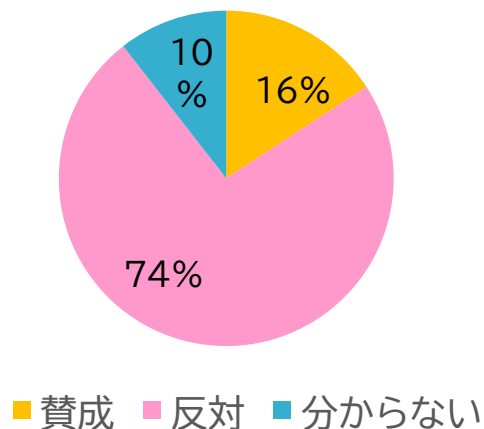
同じ小学校から同じ中学校へ
進学することについて



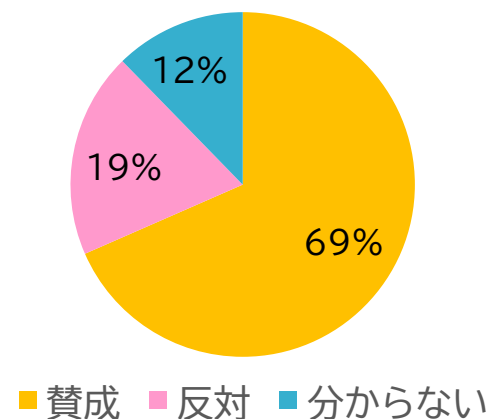
開成中に進学している地域で
これからの入学者が
有終南小へ入学することについて



有終東小から全員が
開成中に進学することについて



有終東小から全員が
陽明中に進学することについて



学年（年齢）	とりまとめた内容（上記）について、ご意見を自由にお書きください。
3 歳未満	うちは令和10年に小学校入学になりますが、家からは有終南小学校の方が近いため、もりまとめられた内容で大丈夫です。
3 歳未満	「同じ小学校からは同じ中学へ」という方針には賛成ですが、この4地区をひとまとめに考えるのには賛成できません。 以前のアンケートでも各地区で意見が異なることはご存知だと思いますが、それを踏まえてもどうしても4地区を同じにする必要があるのかご検討いただきたいです。
3 歳未満	有終東に行けるとあって今の場所に家を建てたので、南ではなく東に行きたいです。（仕事が早くに終われないため、親に見てもらって関係で東に行ける場所に建てました） 基本は決まった内容で良いかもしれませんが、選択できることも視野に入れていただきたいです。 よろしくお願いいたします。
3 歳未満	いろいろな方の事情に配慮していただいてありがたいです。
3 歳未満	1番通いやすいものになったかと思います。町内に歳が近い子が少なく集団登校がどうなるかは少し心配です。
3 歳児（年少）	距離的に南校に通わせたいと思っていたのでよいと思います。
3 歳児（年少）	住んでいる地区や、子供の年齢によって意見が分かれるため、前回参加した座談会では温度差がありすぎて自分の意見があまり言えなかった。通学区域の変更については賛成ですが、次回の座談会は出席を考えていません。 少子化が進み、今後も統廃合等で校区が変わることもあると思うので、次に校区が変わるような変革があるときは、地区ごとに座談会を開くとよいかと思います。
4 歳児（年中）、3 歳未満	南校に行かせたいと思っていて、校区外申請をする予定でしたので、ありがたいお話です。
5 歳児（年長）、3 歳児（年少）	令和7年東校入学の場合令和8年から南校に転校となるのでしょうか？ もし東校に入学した場合中学校は選択できるのでしょうか？
5 歳児（年長）、3 歳児（年少）	とりまとめた内容で、良いと思う。あとは、通学路や集団登校の中身が決まり次第、早めに教えてくれるとありがたいです。
1 年生、3 歳児（年少）	下の子も東小学校に通わせたい。 【現在東小学校に通っている子供が陽明中学校に行けるように配慮する】というのは、現在通っている上の子（1年生）も、今後入学する下の子（年少）にも適用されるのが知りたい。 例をあげてわかりやすく説明してほしい。 配慮がされないケースがあるのかも知りたい。
1 年生、3 歳児（年少）	賛成です。特に異論はありません。
2 年生、3 歳未満	東小学校区から南小学校に通う場合、集団登校や廃品回収など地区や小学校の行事の負担はどのようになるのでしょうか。
2 年生、3 歳児（年少）	その内容で妥当だと思います。
2 年生、5 歳児（年長）	東小から陽明中への入学希望をした場合、十分に配慮する。→どちらの中学校でも自由に決められるよう選択できると約束してください。
2 年生、5 歳児（年長）	上記については賛成。陽明中学に行く場合は十分に配慮するとありますが、希望すれば必ず認めてもらえると言う事でいいのか？ そここ心配です。認めてほしいです。 あと、南小に令和7年から行きたい場合はいつまでに決めたらいいのか教えていただきたいです。
2 年生、5 歳児（年長）	東小に在籍している児童、これから兄と一緒に東小に入学する未就学児共に、もし陽明中への進学を希望する場合は十分に配慮する。←兄弟が離れた中学へ行く事がないよう陽明でも開成でも選択できると約束してください。
2 年生、5 歳児（年長）	今現在、東小に行ってる子供は陽明へ行きたい場合は必ず行かせてほしい。 あと2年早く決まっていたらと思いましたが仕方ないです。 南小に来年度行きたい場合はいつまでに決めたら良いか教えてほしい。

学年（年齢）	とりまとめた内容（上記）について、ご意見を自由にお書きください。
2年生	その他の個別の案件については、丁寧に対応する。ということですが 現在 この会議等に参加されていたり 関わった方々は いろいろな案件がわかってきていて きちんとした対応をさせていただけると思っているが 今後 何年もすると教育委員の方々や担当などが変わったりすると「わからない」などの対応になりそうで 不安である。この通学区の件は長くかかると思われるので きちんとした対応をしてくれることを願います。 また、南校、東校と同じ地区で分かれるようになると集団登校・下校も気になりますし、いろいろの問題がでてくるので そこもきちんとその時々で対応してくれることを願います。
4年生, 1年生	中学校だけが配慮って書き方なのはなぜですか？認めてくれない事もあるのですか？ 南校になる校区の子の登下校はどうなるのですか？
4年生, 1年生	とくにありません
4年生, 1年生	なぜ、陽明中学校に行くことを希望する場合だけ、認めるではなくて配慮なのでしょうか？
4年生, 5歳児（年長）	
4年生, 5歳児（年長）	小学校案件については「認める」に対し、中学校案件については「十分に配慮する」なのはなぜ？希望しても認めない事もあると言う事ですか？
4年生, 5歳児（年長）	該当地域については、現在、こども園に在籍している子供も含めて、有終東小、陽明中入学について12年間の配慮を行うと書面に明記して下さい。
4年生, 5歳児（年長）	保護者との議論が不十分なまま決められてしまったことは非常に残念で悲しく思います。前回の座談会でようやくお互い自由に意見を出せる雰囲気になったのに、なぜそれがもっと早くからできなかったのでしょうか。 我が家は上に在学生在がいるので、次1年生になる下の子は東に通わせるつもりですが、令和8年度以降の集団登校について不安があります。 また、在學生に関しては陽明中に進学。希望する場合は十分に「配慮する」との表記が気になります。なぜ認める、ではなく配慮する、なのでしょう。あと2年間、どっちなのか分からないまま学生生活を送るのは子どもにとっても不安だと思うので、あやふやな表記ではなく、認めるとしていただきたいです。
5年生, 1年生	家庭により個別に事情があり、どこの学校に進学したいかの希望も様々だと思う。 全て一括りに学校を定めるのではなく、個々の希望に添ってくれるのは有り難い。 ただ、下の学年が入って来なくなる事で、集団登校等で年下の子と接する機会（年上として成長する機会）を失うのではないかという心配もある。
5年生	しばらくは東校児童と南校児童が混在する区になると思うので、育成会活動をどうしていくのか早期に考える必要があると思います。
5年生	
5年生	
5年生	
5年生	子供は陽明中学校に進学を希望していますが、どの時期に話をしたら良いのか、学校側が間に入って話を進めてもらえるのか教えて欲しいです。(希望する家庭にはアンケートや、説明の場があるかなども)
5年生, 5歳児（年長）	
5年生, 3年生	いいと思いました
6年生, 3年生	
6年生, 4年生	
6年生	特になし
6年生, 4年生	

座談会の主な意見

(9/24、10/30、未就学児保護者)

- ・有終南小学校だと通学距離が減るし、有終東小学校だと登校時刻が親の出勤時刻と同じなので悩んでいる。有終東小学校は児童館が学校の前にあるのも良い。
- ・上の中学生 2 人は有終南小学校に通っていて、祖母の家が有終南小学校区にあり、児童館も近く、友だちが多いので有終南小学校が良い。
- ・自分が子どもの頃、友だちと離れて一人で有終東小学校へ行き、とても寂しかった経験がある。同じように寂しい思いをする子が一人でも減ると良い。
- ・上の子は有終東小学校に通っているの、きょうだいで同じ小学校へ通わせたい。有終南小学校だと通学距離は近くなるが、上の子を途中で転校させるはかわいそうだから、柔軟な対応を希望する。
- ・保護者の仕事場が有終南小学校に近く、児童館もあるので、有終南小学校へ行けると良い。有終東小学校区の児童でも、有終南小学校の児童館へ行かせてほしい。
- ・きょうだいは同じ小学校が良い。中学校へみんな一緒に行けるなら、有終東小学校でも有終南小学校でも良い。
- ・個別の意見は聞くべきだ。
- ・子どもがどちらの小学校へ行くか決まっていなのが不安定でかわいそうなので、早く決めてあげたい。
- ・有終東小学校に通っている上の子を小山小学校の子と同じタイミングで転校させたいので、有終南小学校の子との交流事業に参加させてほしい。
- ・本当は変更したくない方もいるので、柔軟な対応をしてほしい。
- ・特別な事情がなくても、有終東小学校から有終南小学校へ変更することを認めてほしい。
- ・有終南小学校の児童館の人数は多いと思うが、校区を変更したら児童館へ入りたい。

【変更の時期】

- ・小学校入学のタイミングだと思う。途中での転校はかわいそう。
- ・家の子どもが来年 1 年生になるので、来年度から始めてほしい。
- ・令和 8 年度から変更することに決まっても、その前年度からも指定校変更は認めるという配慮をしてほしい。
- ・選択できる期間を長く持ってほしい。
- ・令和 8 年度に校区を変更すると決まった場合、それ以降は何も融通が利かないのではないかとってしまう。具体的にいつまで、こんなことができるって言ってもらえると安心する。

【通学路】

- ・五叉路はとても怖いと思っている。いつも心配している。

- ・五叉路には見守りの人がいないので、誰かいてほしいと思う。子どもだけで横断歩道を渡るのは本当に危ないので、通学路を少し変更させてほしい。

【集団登校】

- ・指定校変更して通っている有終南小学校では隣の地区の集団登校に入れてもらえたので、ラジオ体操も一緒に行っていた。
- ・集団登校で家の近くまで歩いてきた班に途中から入れてもらうやり方が良い。
- ・指定校変更して通っている有終南小学校では近所の3人で登校班をつくって、先生も初めのうちはサポートに来てくださった。1人になった時は隣の班に混ぜてもらった。
- ・毎年、集合場所は変えてくれていた。
- ・班の中で最後の1人になった時が心配である。

【育成会】

- ・参加していたが、ラジオ体操は有終南小学校へ行った。地区のイベントには参加した。
- ・資源回収はどちらに参加したらよいか分からない。その地域ごとに話し合えたら良い。

(12/3 未就学児保護者)

- ・将来再び通学区域が変更にならないのか。
- ・令和7年度入学の場合どうすればよいか。
- ・地区によって事情が違うので考慮できないか。
- ・有終東小学校入学を見越して保育園を決めた。転園するか迷う。
- ・五叉路では事故が発生しているが、こぶし通りはどうか。
- ・五叉路を渡らない通学路は検討できないか。
- ・集団登校班が少人数になることが心配である。
- ・きょうだいがいるので、有終南と有終東のどちらが自分の子どもにとってよいのか非常に迷う。
- ・令和7年度からの変更を希望する場合、手続きについて知りたい。
- ・他のご家庭の意向を知りたい。
- ・配慮されないことはあるのか。
- ・令和7年度入学生の入学説明会に間に合うようにしたい。
- ・育成会について話し合いが必要である。
- ・教育委員会事務局の担当者が変わっても方針が変わらないようにお願いしたい。
- ・入学する小学校が変更になっても、就学時健康診断結果は引き継がれるので心配ない。

座談会の主な意見

(9/25、11/6 有終東小学校保護者等)

- ・中学校に上がる時に、有終東小学校からは全員一緒に陽明中学校へ行くというのが理想的だと思う。
- ・同じ小学校から同じ中学校へ行くことに賛成。開成中学校に行く少数派がかわいそう。
- ・きょうだいは、上の子と下の子が分かれられないように選択性が良い。
- ・保育園から選んでいることも分かってほしい。
- ・重要な案件なので、各町内への周知の方法を工夫してほしい。
- ・今の 6 年生に対し、中学校の希望をとってほしい。
- ・小学校から同じ中学校に行けることが良いので、中学校も要望を認めてもらいたい。
- ・話題に上がっただけで、家庭に与える影響はとても大きい。
- ・有終東小学校は児童館が近いが、有終南小学校は児童館が少し遠くて心配。
- ・陽明中学校か開成中学校かという話が進むのかと思っていた。
- ・4 区をそれぞれ分けて考えてほしかった。
- ・審議会の委員に、4 区の保護者代表が入ると良かった。
- ・来年度中学校に上がる 6 年生と、来年度小学校に上がる 5 歳児に、早く周知しないといけない。
- ・審議会の議事録や資料など、ホームページにアップされたら周知してほしい。
- ・直接電話や市の窓口に相談した人たちの意見も取り入れて、審議の材料にしてほしい。

【変更の時期】

- ・何年から変更すると決めても、その前後数年は移行期間として希望をとってほしい。
- ・2 年後からと決めず、もう少し長い猶予期間がほしい。
- ・選択制を検討してほしい。

【通学路】

- ・五叉路を渡らせるのはとても心配。

【集団登校】

- ・朝はボランティアの見守りの人がいてくれて助かっている。

【育成会】

- ・有終南小学校の子の情報は何も入ってこないで、どんな子がいるのか一切分からない。
- ・有終南小学校の子が、イベントもラジオ体操も来てくれたら、お菓子をあげたり図書券をあげたりどちらも同じ対応をする。

- ・資源回収はなかなか難しい。
- ・育成会の運営は、しばらくはたいへんになりそうだ。

(12/4～12 有終東小学校保護者)

- ・中学校入学も小学校入学も配慮されるとのことなので、良いと思う。
- ・有終東小に入学と考えていても、周りで有終南小に入学する子が増えていくと、気持ちが変わることもあると思う。
- ・保育園から小学校に上がるときは、すぐ新しい環境になじむと思うが、小学校から中学校に上がるときはまた少し違うと思う。
- ・五叉路はやはり心配である。
- ・資源回収はどうなるのかと思う。
- ・育成会行事は地区のイベントなので、その地区に住んでいれば参加できる。
- ・集団登校が心配。
- ・中学校は自転車通学ができるのか。
- ・2中学校の人数はバランスがとれていく。
- ・座談会の回数を重ねるたびに納得できる内容になってきている。
- ・審議会の議事録を読むと、座談会での意見も反映されているのがわかる。
- ・「配慮する」という言葉が曖昧なので、「認める」としてもらえるならありがたい。
- ・方針が決まれば市教委から説明する。
- ・4区まとめて変更するという方針に変わりはないのか。
- ・家庭の事情で、今後いろいろなケースが出てくると思うので、一つ一つ丁寧に対応してもらいたい。
- ・東中の五叉路より北の地域は、有終南だと通学距離が遠くなる。また、五叉路を横断して通学しなければならなくなる。バス通学はできないのか。
- ・東中交差点は、横断歩道の手前で信号待ちをするスペースがとても狭い。
- ・東中区は上庄地区なので、上庄小学校の情報が回覧される。
- ・座談会で出た意見を話し合っ、実現できるかできないかを知らせてほしい。

大野市通学区域審議会の協議経過

年度	開催日	開催数	委員会の協議事項
令和 6年度	6月24日	第1回	○教育委員会からの諮問 ○有終東小学校の現状と諮問に至る経緯について ○審議会のスケジュールについて
	8月6日	第2回	○有終東小学校児童の通学区域の考え方とその実現に向けた方策について ・小学校の通学区域について ○今後の資料収集について
	10月9日	第3回	○有終東小学校児童の通学区域の考え方とその実現に向けた方策について ・小学校の通学区域について ○今後の資料収集について
	11月14日	第4回	○有終東小学校児童の通学区域の考え方とその実現に向けた方策について ・有終東小学校在籍児童の中学校の通学区域について ・通学区域変更の開始時期と配慮事項について
	12月18日	第5回	○有終東小学校児童の通学区域の考え方とその実現に向けた方策について ○答申案の検討

小学校生徒数の推移

幸町区、弥生町1区、2区、東中区

	対象児童数
6年生	9
5年生	7
4年生	9
3年生	4
2年生	7
1年生	8

現在の児童数

有終東全体	有終南全体
59	74
40	46
46	64
44	51
46	53
38	59

該当区が有終南にうつった場合

有終東全体	有終南全体
50	83
33	53
37	73
40	55
39	60
30	67

4年生以下は有終南小学校と小山小学校を再編するため、再編後の人数を示している。

資料9-1

	対象児童数
令和7年度入学	14
令和8年度入学	8
令和9年度入学	13
令和10年度入学	12
令和11年度入学	7
令和12年度入学	10

有終東全体	有終南全体
42	51
31	50
32	55
34	46
29	46
23	39

有終東全体	有終南全体
28	65
23	58
19	68
22	58
22	53
13	49

中学校生徒数の推移

資料 9 - 2

幸町区、弥生町 1 区、2 区、東中区 現在の児童数

中学校入学	対象児童数
令和7年度	9
令和8年度	7
令和9年度	9
令和10年度	4
令和11年度	7
令和12年度	8

有終東全体	開成中校区	陽明中校区
59	9	50
40	7	33
46	9	37
44	4	40
46	7	39
38	8	30

有終東小から**全員陽明中学校**に進学した場合

中学校入学	開成中現行	開成中移行後	陽明中現行	陽明中移行後
令和7年度	118	109	146	155
令和8年度	112	105	102	109
令和9年度	130	121	113	122
令和10年度	95	91	116	120
令和11年度	104	97	97	104
令和12年度	106	98	105	113

有終東小から**全員開成中学校**に進学した場合

中学校入学	開成中現行	開成中移行後	陽明中現行	陽明中移行後
令和7年度	118	168	146	96
令和8年度	112	145	102	69
令和9年度	130	167	113	76
令和10年度	95	135	116	76
令和11年度	104	143	97	58
令和12年度	106	136	105	75

有終西小学校の卒業生が、令和 8 年度より全員
開成中学校に入学するとしている

○大野市立学校の就学学校の指定の変更に関する要綱

平成21年3月27日

教委告示第2号

(趣旨)

第1条 この要綱は、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第8条の規定に基づき、大野市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が就学することを指定した学校（以下「指定学校」という。）の変更に関し、必要な事項を定めるものとする。

(許可の基準)

第2条 指定学校の変更の基準は、別表のとおりとする。

(申請)

第3条 別表に掲げる基準に該当し、指定学校の変更を希望する保護者は、児童生徒指定学校変更許可申請書（様式第1号）により、必要書類を添付して教育委員会に申請しなければならない。

(許可及び不許可の決定)

第4条 教育委員会は、前条に規定する申請があった場合において、当該申請書の内容を審査するとともに事情を聴取し、当該申請が別表に掲げる場合に相当すると認めるときは児童生徒指定学校変更許可決定通知書（様式第2号）により、当該申請が別表に掲げる場合に相当しないと認めるときは児童生徒指定学校変更不許可決定通知書（様式第3号）により、当該保護者及び当該学校長に通知するものとする。

(決定の取消し)

第5条 教育委員会は、第3条の規定による保護者からの申請が事実と相違していると認めたとき、又は申請事由が消滅したと認められるときには、児童生徒指定学校変更許可取消通知書（様式第4号）により当該保護者及び当該学校長に通知するものとする。

(その他)

第6条 この要綱で定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

（大野市小学校・中学校の就学学校指定変更及び区域外就学許可要綱の廃止）

2 大野市小学校・中学校の就学学校指定変更及び区域外就学許可要綱（平成10年教育委員会告示第1号）は、廃止する。

（経過措置）

3 この要綱の施行の際現に廃止前の大野市小学校・中学校の就学学校指定変更及び区域外通学許可要綱の規定により変更の許可を受けて通学している児童生徒は、この要綱の規定により指定学校の変更の許可を受けたものとみなす。

附 則（令和2年教委告示第9号）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年教委告示第47号）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

指定学校変更許可基準

種類	許可基準	必要書類
1 途中転居	全学年に渡り、途中に転居する場合で通学に支障がないとき（新1年就学時に在学中の兄弟がいる場合を含む。）。	
2 転居予定	住宅の新築、改築、売買等により転居することが確定しており、転居予定地の学校へ通学を希望する場合で通学に支障がないとき。	住宅の新築の場合にあっては建築確認書の写し、家屋を取得する場合にあっては売買契約書の写し、借家その他の場合にあってはその事実を証するに足りる書類
3 昼間留守家庭	住民登録地において昼間保護する者がなく、預かり先等がある校下の小学校又は両親が勤務する校下	預かる者の承諾書

	の小学校を希望するとき。	
4 身体的理由	病気等の身体的理由で、通学若しくは通院の利便性又は安全性について配慮する必要があるとき（兄弟姉妹についても配慮する。）。	医師の診断書又はその事実を確認できるもの
5 教育上の配慮	次の事由により教育委員会が適当であると認めるとき。 (1) いじめを受けた経緯から転校がやむを得ないとき。 (2) 入学・転校により明らかに不登校又は過度の心身負担が予測されるとき。 (3) 転校により不登校又は過度の心身負担が解消されるとき。 (4) 家庭の事情により居住地が住民登録地と異なるとき。 (5) 特別支援学級に在籍する児童生徒の兄弟姉妹がその学級のある学校へ通学を希望するとき。 (6) 帰国子女又は外国人の受入れで特に配慮が必要なとき。	学校長の意見書等

	(7) 学級数の変動をきたさない範囲において特認校を指定したとき。 (8) 交通事情等の変化により、通学に著しく危険が予測されるとき。	
6 通学距離	通学距離が概ね小学校で2 km、中学校で4 kmを超える場合で、著しく通学距離が短縮されるとき。	
7 その他	この基準以外で特に指定学校変更の必要性を教育委員会が認めたとき。	学校長の所見書その他必要な書類

○通学距離について

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令

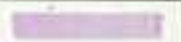
第四条

二 通学距離が小学校にあってはおおむね四キロメートル以内、
中学校および義務教育学校にあってはおおむね六キロメートル以内
であること。

(参考)

東中～有終東小学校	約0.8キロメートル
東中～有終南小学校	約1.5キロメートル
東中～開成中学校	約2.3キロメートル
東中～陽明中学校	約1.9キロメートル
弥生町1区～有終東小学校	約1.4キロメートル
弥生町1区～有終南小学校	約0.5キロメートル
弥生町1区～開成中学校	約1.3キロメートル
弥生町1区～陽明中学校	約1.7キロメートル

大野市小学校区図（市街地）

有終西小学校	
有終南小学校	
有終東小学校	
下庄小学校	
中学校区境	

